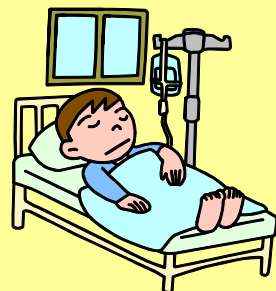


入院前に申請してください

限度額適用認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証



限度額の認定証とは？

限度額適用等認定証とは、所得区分に応じて異なる自己負担限度額を医療機関に伝えるものです。この認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払いは各世帯に応じた限度額までとなります。



入院した初日の属する
月中に申請してください

○月○日
から入院です。



こんな時は届出が必要です

入院中や入院予定がある場合は、この認定証の交付申請をしてください。

※この認定証は、支払い済みの医療費には適用できません。支払いを済ませられている場合は、後日高額療養費の申請をしていただくことになります。

証には有効期限があります

認定証の有効期限は申請した月から次の7月末日までです。
有効期限後も認定証が必要な場合は、再度申請が必要です。
毎年新年度分の申請（8月から有効）は8月1日から受け付けています。

申請に必要なもの

保険証、印かん、本人確認書類(免許証等)
※・過去1年間の入院日数の合計が90日を超える場合は、領収書が必要なこともあります。

認定証を受け取った後は、
保険証と一緒に病院の窓口
に必ず提示してください。

提示しない場合は窓口での
支払い時に限度額が適用
されません。



高齢受給者証（70歳以上75歳未満）をお持ちの方で、課税世帯の場合は申請は不要です。
なお、国民健康保険税に滞納がある場合、認定証の交付はできません。

宍粟市国民健康保険 0790-63-3108